

仕 様 書

1. 件名

自家用電気工作物の保安管理業務

2. 対象施設

別紙 1 のとおり

3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務

電気事業法第 38 条第 4 項に規定する自家用電気工作物について、同法第 43 条に基づく同法施行規則第 52 条の 2 に規定する保安管理業務を委託契約する要件を満たし、経済産業大臣の承認を受けて、自家用電気工作物が常に正常な状態を維持するために、点検、測定、及び試験を行うとともに、電気工作物に異常が発生したときは、速やかに原因を探し、取るべき措置を指導助言するものとする。

5. 保守管理業務の内容

(1) 自家用電気工作物の保安管理業務は保安規定に基づき、下記業務を行うものとし、その結果について報告するとともに、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は必要な指導、助言を行うものとする。

①電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験、竣工検査。

②電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験。（定期点検）

③電気事故、その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合は、応急措置の指導及び事故原因探求への協力、再発防止のためにとるべき措置の指導、助言及び必要に応じての精密点検。

なお、電気事故・故障時等の緊急対応として、常時連絡体制の確立がされており、委託者からの連絡後、受託事業場へ速やかに到着できること。電気事故発生時等の緊急出動は、休日、夜間にかかわらず行うものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする。

(2) その他

①法令に定める所管官庁の立ち入り検査の立会い。

②電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類及び図面の作成及び手続の指導。

③その他電気保安に関して必要な事項。

6. 定期点検の種類及び回数

(1) 月次点検 月1回

点検等の基準は別紙2（巡視・点検・測定試験の基準）のとおりとする。

(2) 年次点検 年1回

点検等の基準は別紙2（巡視・点検・測定試験の基準）のとおりとする。

(3) (1)に定める月次点検の回数は、平成15年7月1日付経済産業省告示第249号第4条第1項第8号を満たす低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を設置した場合については、協議のうえ、隔月1回以上とすることができる。

(4) (3)の装置を設置する場合は、委託者及び各事業場と、受託者が協議のうえ設置することとし、設置・撤去及び保守等に係る費用は受託者が負担するものとする。

なお、装置の設置にあたり、設置場所の提供、電話配線等の既存設備の利用が必要な場合は、便宜を図るものとする。

7. 保安管理業務の報告

各点検等終了後速やかに点検結果を書面にて報告し、検査職員による検査を受けること。

なお、電気設備技術基準不適合箇所及び電気設備劣化状況等を報告する場合は、その部分を示す写真を添付すること。

8. 保安業務担当者の資格

電気工作物の保安管理業務を実施する者は、電気事業法施行規則に適合する者とする。

9. その他

(1) 受託事業場に2時間以内に到達可能であること。

(2) 支払義務者は以下のとおりで、当方が指定する金額にて分割し請求すること。

支出負担行為担当官 中部運輸局長

独立行政法人自動車技術総合機構 中部検査部長

別紙1

事業場の名称・所在地	需 要 設 備	
	受電電圧	需要設備容量
愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町1丁目1-2	6 6 0 0 V	2 7 5 k V A
西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46	6 6 0 0 V	1 0 5 k V A
小牧自動車検査登録事務所 小牧市新小木3-32	6 6 0 0 V	1 5 0 k V A
豊橋自動車検査登録事務所 豊橋市神野新田町字京ノ割20-3	6 6 0 0 V	8 0 k V A
静岡運輸支局 静岡市駿河区国吉田2-4-25	6 6 0 0 V	1 2 5 k V A
浜松自動車検査登録事務所 浜松市中央区流通元町11-1	6 6 0 0 V	1 2 5 k V A
岐阜運輸支局 岐阜市日置江2648-1	6 6 0 0 V	2 5 0 k V A
	6 6 0 0 V	3 5 0 k V A
飛騨自動車検査登録事務所 高山市新宮町830-5	6 6 0 0 V	1 5 0 k V A
三重運輸支局 津市雲出長常町字六ノ割1190-9	6 6 0 0 V	1 5 0 k V A
四日市自動車検査場 四日市市八田3-7-41	6 6 0 0 V	2 0 0 k V A

電気工作物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検	年次点検
受電設備・配電設備 (第2受電設備以降を含む)	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断機・開閉器類	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器との連動動作試験		○
		絶縁油試験		○
		内部点検		○
	母線・断路器 計器用変成器 避雷器・電力用コンデンサ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		絶縁油試験		○
		内部点検		○
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作特性試験		○
		計器校正・シーケンス試験		○
	充電装置・蓄電池	外観点検	○	○
		液量点検	○	○
		充電装置機能点検		○
		各電池の比重・液温・電圧測定		○
	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
電気使用場所の設備	電動機・電熱装置 電気溶接機・照明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類 接地装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		漏洩電流測定	○	○

※必要な都度、臨時点検を行うこととする。

※年次点検は、項目によって停電・無停電で行い、無停電で行う項目について、3年に1回停電により実施するものとする。